

【質問】医療費控除制度について教えてください。

(62歳、会社員)

医療費控除制度



の1年間(1月から12月まで)の購入額の合計が1万2千円を超えた場合、超えた額が所得控除の対

同様、世帯での合算が適応されます。
ただし、全OTC薬が対象となるわけでありません。対象となる薬は包装に記載されていますので購入時に確認をしてください。

ん。通常の診療や薬の購入費用などの証明証や領収証は必ず保管し、確定申告の時に控除の対象額を超えているかどうかを確認した上で申告を行うってください。

多額費用確定申告で税金還付

領収証など保管を

【回答】医療費控除とは、自身やご家族が1年間に支払った医療費が10万円または所得総額5%を超えた場合、税務署に確定申告することにより、その超過支払分の医療費が課税対象の所得から控除され税金の一部が還付される制度です。

対象となる医療費とは、

医療機関に支払った治療費や治療のための医薬品、入院費用はもちろんですが、通院、往診のためにかかった交通費(ただし、特別な場合以外のタク

シー代は含まれない)、歯科の保険外費用、介護費用なども含まれます。詳しくは国税庁のホームページで確認してください。

加えて、特例としてセルフメディケーション税制があります。これは、スーパードラッグストアで処方箋なしで購入した薬(OTC医薬品)

象となる制度です。この税制を利用するためには、特定健診や人間ドック、会社の健康診断、予防注射などを受けたことの証明が必要です。自身で健康管理を行っており、ちよつとした病気では医療機関を受診せずにOTC薬で済ませている人にはありがたい制度です。通常の医療費控除

制は選択適用となりますので、いずれか一方を選択しないといけませんので注意してください。1年間の医療費が10万円を超えるかどうかで、どちらを選択するかを考えると良いと思います。

セルフメディケーション税制を含め医療費控除は各自が確定申告時に申請を行わないといけません。通常の診療や薬の購入費用などの証明証や領収証は必ず保管し、確定申告の時に控除の対象額を超えているかどうかを確認した上で申告を行うってください。

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。

(県医師会)